

# ごみ出しのルールやマナーを守りましょう！

春の暖かな陽気から日射しの強い夏へと季節が移行しています。気温の上昇する夏場は不衛生になりがちですので、家庭でのごみの取り扱いには、より一層の注意が必要です。そのような中、「指定日以外の日にごみ集積所にごみを捨てる人がいる」「収集しないごみが集積所に持ち込まれていた」「不法投棄を発見した」などの苦情や通報が町へ寄せられています。

家庭から出るごみは、指定された日時・場所に種類ごとに分別して捨てるように心がけましょう。分別することで有効資源としてリサイクルされるなど、ごみの減量化にもつながります。美郷の自然を次世代へ引き継いでいくためにも、一人ひとりがルールやマナーを守ることが求められています。



## 古紙収集専用ステーションをご活用ください！

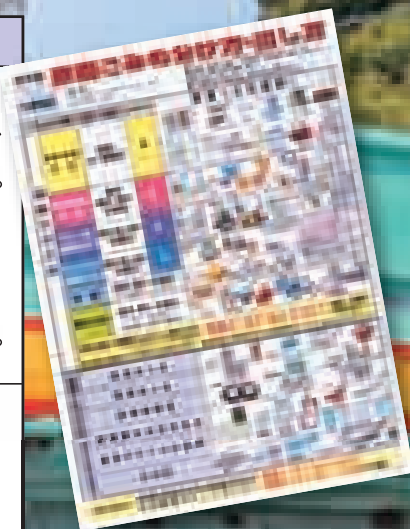
町では、古紙類（新聞紙、雑誌類、ダンボール、牛乳パック等）のより一層の資源化を図るため、右記のとおり各地区に2カ所ずつ古紙収集専用ステーションを設置しています。365日・24時間利用可能ですので、是非ご利用ください。

### ■古紙収集専用ステーション一覧

千畑地区	・役場第二庁舎となり(旧商工会館) ・塚トイレパーク駐車場
六郷地区	・中央行政センター(旧六郷庁舎)裏側 ・六郷東根コミュニティセンター
仙南地区	・南行政センター(旧仙南庁舎)駐車場 ・後三年駅前駐輪場

※古紙類は種類別にひもで十字にしばって出してください。  
※ガムテープは使用しないでください。

	ごみの分類	ごみの種類	ごみの出し方
町では収集しないごみ	もやせるごみ	生ごみ（水切りしたもの）、紙くず、布類、ゴム類、草木類、プラスチック類など	地区ごとの収集日に、指定袋に入れて集積所に出してください。  ※ペットボトルは、つぶさずに出してください。また、ラベルをはがす必要はありません。
	もやせないごみ	ガラス類、金属類、小型電気製品、針・釘・カミソリの刃（空き缶などに封入）など	
	びん・缶	アルミ缶、スチール缶、食用・飲料用のびん、酒びん、ドリンクびんなど	
	ペットボトル	清涼飲料、酒、醤油などのペットボトルマークの表示されたボトル	
	古紙	段ボール類、新聞紙、雑誌類、牛乳パックなど ※雑誌に綴じ込まれているDVDなどの紙以外のものは取り外してください。 ※1月から3月は古紙収集専用ステーションに搬入してください。	種類ごとにひもで十字にしぼり、行政区・氏名を直接油性ペンで記入して集積所に出してください。
粗大ごみ	木製品（机など）、金属製品類（スノーダンプ・自転車など）、ステレオ、ミシンなど	美郷町シルバー人材センターが回収します。事前に申し込みが必要です。詳しくは20ページをご覧ください。	
町では収集しないごみ	危険なごみ	LPガスボンベ、消火器、廃油など	販売店もしくは専門の処理業者に引き取りを依頼してください。  専門の処理業者が分からない場合は、町住民生活課までお問い合わせください。
	有害なごみ	農薬、園芸用薬品、ボタン電池など	
	自動車部品	タイヤ、ホイール、バッテリーなど	
	金属製の大きなもの	ドラム缶、灯油ホームタンク、オートバイ、農機具など	
	家電リサイクル法対象品	洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機	
	資源有効利用促進法対象品	ノートパソコン、デスクトップパソコン	
	その他	コンクリートブロック、耐火金庫、農業用資材、電気温水器、建築廃材など	



地区ごとの収集日など詳細は「家庭ごみの分け方・出し方」に掲載されています。お持ちでない方は、町住民生活課環境安全班までご連絡ください。

■町住民生活課 環境安全班  
☎0187(84)4903

## 道路への落下物は 落とし主の責任です!

道路への落下物は、他の道路利用者の乗り上げ事故やスリップ事故の原因となり、大変危険です。トラック荷台の荷物はしっかり固定し、砂利や紙類などは飛散しないようにシートで覆うなど、出発前には必ず積荷の点検を行ってください。

また、トラクターなどで田や畑から道路へ出る前には、必ず泥を落としてから走行するようにお願いします。

やむを得ず道路へ荷物を落下させたり、道路を汚したりした場合は、速やかに撤去や清掃するなど、道路利用者が安全に通行できるよう心がけましょう。

なお、町道の通行を妨げる大きな落下物（スクラップ材や木材など撤去が容易でないもの）を見かけたら、町建設課へご連絡ください。

■町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

## 不法投棄は重大な犯罪です!

ごみの減量・リサイクル活動が進められている中で、良識を疑うような不法投棄が後を絶ちません。町内でも、山林・河川等に、家庭ごみや農業用ビニール、事業所からのものと思われるごみが捨てられているのが見受けられます。

不法投棄をした者は法律により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられます。ちょっとした出来心や不注意で、多額の経費や信用失墜など多くの犠牲を払うこととなります。ごみは決められた方法で、指定された場所に出してください。

### 不法投棄を発見したら 通報ください!

■町住民生活課 環境安全班  
☎0187(84)4903  
■大仙警察署  
☎0187(63)3355



■せせらぎ公園近くの山林